

金田町人の動き

世帯数	2,292		
人口	8,766	増5名	
男	4,260	女	4,506
出生	9	死亡	4
転入	43	転出	44

# かなだ

第134号

金 田 町 報  
 発行所 金田町役場総務課  
 編集兼発行人 大熊 康 郷  
 印刷所 九州機関紙印刷所  
 電 話 093 (6)2) 4 4 6 1

## 議会だより

(第二回)

### 議会事務局

- 昭和四十九年第五回定例町議会が九月三十日招集され、提出議案第四十六号から第五十五号まで十議案及び請願八件、陳情二件が慎重審議されました。その結果つぎのとおりであります。
- 1、議案第四十六号「金田町乳幼児医療費の支給に関する条例の制定について」(可決)
  - 2、議案第四十七号「金田町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について」(可決)
  - 3、議案第四十八号「田川郡町村公平委員会委員の選任について」(同意)
  - 4、議案第四十九号「金田町教育委員会委員の選任について」(同意)
  - 5、議案第五十号「専決処分を報告し承認を求めることについて」(承認)
  - 6、議案第五十一号「昭和四十九年度金田町一般会計補正予算(第四号)」(可決)
  - 7、議案第五十二号「昭和四十九年度金田町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)」(可決)
  - 8、議案第五十三号「昭和四十九年度金田町簡易水道特別会計補正予算(第二号)」(可決)
  - 9、議案第五十四号「助役の選任について」(審議未了)
  - 10、議案第五十五号「工事情負契約の締結について」(可決)
- 請願、陳情十件を次のとおり審議いたしました。
- 1、第十七号「産炭地域開発就労事業。特定地域開発就労事業の改善と拡充について」(採択)
  - 2、第十八号「生活保護基準の大幅改善についての請願」(採択)
  - 3、第十九号「雇用、失業対策の強化、失業対策諸事業の拡充についての請願」(採択)
  - 4、第二十号「日雇健康保険の改善についての請願」(採択)
  - 5、第二十一号「失業対策事業費金の大幅改善についての請願」(採択)
  - 6、第二十二号「七十石地区発展のため施設設定する農林省所有土地当町払下げに努力下さいませよう併

せて千手光次郎氏所有土地もお願いする請願」(採択)

7、第二十三号「陳情書(横断歩道の設置)」(採択)

8、第二十四号「プール建設並びに児童の安全確保(危険防止)に対する陳情書」(採択)

9、第二十五号「昭和四十九年度越年資金に関する件」(採択)

01、第二十六号「塵埃処理料金値上げ請願書」(採択)

## 老人会入会のおすすめ

中央公民館  
老人会事務局

「老人会には六〇歳から入会できます」

昭和四十二年金田町に老人会(金田町老人クラブ)連合長寿会が結成され、以来、年々取組みも充実、現在九支部(正式には〇〇単位クラブ)会員数約五五〇名と、本町お年寄りの大部分が入会されていますが、糸田・方城町においては、会員数も本町の倍で、一、〇〇〇人を超えているようです。金田町老人会会員の少ないのは、理由はいろいろありましようが、最

大の理由は六十五歳にならないと資格がないように思っている方が多いためと存じます。

「老人会は六十歳から」

どなたでも入会できます。この機会に挙って入会をおすすめ致します。

なお、ご参考まで各地区の会長さんをお知らせ致します。

- 一区 市丸 脇藏
- 二区 和田 長次
- 三区 岡 ハツ
- 四区 加治 テル
- 五区 中村 信夫
- 六区 東 鶴助
- 神崎地区 永富 泰次
- 福吉 原 弘
- 高見 宮本 徳忠

の各氏です。その外に班長さんがいますので班長さんにお話し下さっても結構です。

老人会の最近の事業

- 1、愛の一声運動
- 2、交通安全運動参加
- 3、毎月老人大学開講(於老人憩の家)
- 4、年三回老人旅行

一月 湯治の旅 (二泊三日)

三月 日帰り旅行

九月 一泊二日の旅行 (今年はずり行でした)

5、各支部で、それぞれ奉仕活動やいろいろの勉強会を実施しています。

## 老人ホーム

### 一日入園に思う

原 弘

十月八日、一日入園をしたの地捨山であると思ってくれたの公民館よりのお話で、十時半ごろ長寿園に着きました。糸田町より三人、当町より二名の計五名がこれに参加致しました。

入園の趣旨は、現在の社会情勢の中にあつて、効果的に密接にし、理解して頂き、施設の進展を計るのが目的とこのこと、ホームの内容を一般の方に知って頂くのが目的の由でした。

十一時に入園式が行なわれ、園長さんより施設の概要の説明があり、十二時、在園者の皆様に紹介され、以後は施設の日課通りにお話したり、食事、入浴、就寝等、在園の皆様方と起居を共にした次第です。このようにして一日入園を終り九日午後二時退園したのでありますが、その間入園されておられる皆様方と親しくお話しする機会を得ましたが、明かに一日を過ぎておるのに驚いた次第です。

私は、入園するまでは、老人ホーム等の施設は一種

特に感心したのは、直接世話をしておられる寮母さん方の献身的な働きです。いかに設備が良く、寮母さんが多数おられても、接するに真心がなくては、入園のお年寄りに喜びも慰めもないでしょう。

その誠意ある接し方に、私も年寄の一人として衷心より感謝致した次第です。なお、これも園長さん、事務長さん、指導員の皆さんおよび医師の方々の指導直しきを得てのことと存じ併せて御礼を申し上げます。

末筆ながら入園者のお年寄の余生の御多幸と御健康を心よりお祈り申し上げます。



家庭教育 (幼児期)

「ママとぼく」

中央公民館

家庭教育相談事業として、テレビ放送による相談指導を福岡県教育委員会の提案により、RKB毎日テレビ放送の制作で毎週土曜日に正午より十五分間放送することになりました。

番組は幼児のお母さんをはじめ、大人の方々が幼児を育てるに当たっての基本的な、望ましい考え方をお知らせする番組です。

十二月七日

十二月十四日

十二月二十一日

幼児の育て方の具体的な面には、いろいろな考え方があります。それに、幼児の実態も家庭の条件もさまざまですから、それぞれの親子さんにとって最も適した育て方は、最終的に各自で研究して見出さなければならぬのです。

そのためにこの番組を視聴して知ったこと、考えたことをご家庭や近所の育児の先輩や、仲間の方々と話しあったり、育児の指導書を読みあわせたり、また公民館や幼稚園、保育園などの幼児教育学校や母の会などで話しあっていたらいいのです。

この番組は園へのお迎えの時間に放送されますので、園で視聴して意見を交換すれば有意義で

ものだろうか。父親と母親の役割を考えよう。

一月十八日

一月二十五日

最近ひとりっ子が多い。兄弟がいる場合とプラス、マイナスを比べてどんな点に留意して育てたらよいかを考える。

一月二十五日

一月二十五日

家庭教育(幼児期)相談事業のハガキ通信や巡回相談で出された質問から、親子のかけあいの問題をとり上げる。

幼児の成長について、こどもが飛躍的に増加して意思表現が自由になる。ことばの発達をうながすには豊かな言語環境が必要だ。

二月八日

幼児の描く絵はカタチも色も自由かつた。それは、幼児の心の象徴の表現であって、そこに大人の感覚が立入ってはいけない。

二月十五日

二月二十二日

おもちゃは幼児の心の友達である。幼児にとって遊びの道具であるとともに、それで遊びながらさまざまなことを体得する。

幼児の絵本はめんどろがらずに読んでかかせたり、話し相手をしてやりたい。

それが、親子の人間関係を深め情操を育成していく。

三月一日

三月八日

我が子がりっぱに育つためには、まわりの子を大事にしなければならぬという。みんなが子供を大事にしなければならぬわけだ。

三月八日

三月十五日

お母さんの感情が安定していることが、育児のキーポイントであろう。自信と安心感をもって、子供を心身ともにたくましく育てよう。

次代を担う青少年を健全に育成することはいつの時代でも大切な問題であり、すが、スポーツを通じて青

金田町青少年剣道大会開催

中央公民館

Table with 2 columns: Category (e.g., 小学生, 中学生) and Names (e.g., 田島 英彦, 永末 満).

国をささえる若い力 陸、海、空自衛官募集

総務課

特別職の国家公務員で二十歳以上、二十歳未満に昇任の道もありません。

(身分待遇)

勝たねばならぬ

交通戦争

みなさん。次のことを守って交通事故を起さないよう、交通事故にあわないよう注意しましょう。

▽ 運転者のみなさんへ

▽ 歩行者のみなさんへ

▽ 道路の斜横断は危険です。

▽ 道路へのとびだしは危険です。

▽ スピードの出しすぎ、無理な追越しは事故のもとです。

▽ 飲酒運転はチョコ一杯でも禁止されました。

▽ 横断中の歩行者をみかけたら一時停止または徐行して、歩行者に先きをゆずりましょう。

▽ オートバイに乗るときは、ヘルメットをかぶって、あなた自身をまもりましょう。

▽ 車の直前直後の横断は大変危険です。

▽ 歩行者のみなさんへ

▽ 道路の斜横断は危険です。

▽ 道路へのとびだしは危険です。

未加入・保険料未納者に年金受給権確保のチャンス

福祉係

でも年数に不足を生じて、将来、老齢年金を受けられなくなりました。

※あなたの老後はだいじょうぶ?

明治四十四年四月二日以後に生まれた人で、他の公的年金制度に加入していない人は、必ず国民年金制度に加入しなければならぬ。

※未加入の人は、歳をとっても、また万一の事故などで障害者になっても、どこから年金としての保障はありません。

今からでは、歳をとり過ぎていて年金受給権に結びつかない人、加入しているが保険料を納め忘れて払えなくなった人、次のような人たちのために、次の特例が設けられています。

※保険料納付の特例

保険料は納付期限が過ぎて二年たつと、時効で納められなくなります。ところが、老齢年金は建前として二十五年の保険料納付済期間が必要(昭和五十年四月一日以前に生まれた人は、年齢に応じて期間が十年から二十四年までに短縮されます)です。

※特例

この機会に国民年金制度に加入し、または、時効になった保険料を納めて年金受給権を確保してください。ただし、任意加入の被保険者は納めることはできません。

なお、国民年金保険料は、昭和五十年一月分より、従来の九百円から千五百円になります。

この消費水準、所得の伸び、これに伴って必然的に改善された年金給付額の引き上げによって、国民年金保険料も増額されたもので

部落の歴史(2)

中央公民館

三、下克上の世の中

こうした散所の民とか、河原者というのは、自分の努力次第で抜け出し、賤民でない上の地位に上ることができました。

その農民も地主・庄屋・組頭・本百姓・小作・水呑

と差別されながら、重い年貢をとりたられ、どんな

り不作の年で年貢は予定通り

りたられ、それを納

めるとため娘を売ったほど

す。徳川時代には、こうし

たむごい重税の苦しみにた

えかねて、数十回の百姓一

揆があったといわれます。

国民の大部分をしめる農民

のこうした不満をそらすた

め、徳川幕府は「上みて暮

すな、下見て暮せ」と百姓

達の不満を、支配者である

武士階級に向けて爆発しな

いように「百姓達よ、お前

たちは苦しいといっている

か、お前たちは彼らに比べ

たら、うんと偉いんだぞ」

差、想を、政治的に「から下へおろしてい

たわけです。

奈良本辰也氏によると

「えた」という言葉や法令

は、元禄時代になってはじ

めて発見できるとされてい

ます。それまで三十石か

ら、六十石程度の生活を保

証されていた皮革業者(主

として武具製造にあたる)

が、法令によって、「えた」

の身分に組入れられていき

ます。いわゆる部落問題の

発生は遠い昔のことではな

く、三百年前の元禄の頃だ

ったのです。

この頃は、上は將軍から

諸大名に至るまで、泰平に

馴れ、せいたくな生活をす

るようになりました。その

結果いままでもより更に重税

を課して、農民生活を圧迫

することになっていきま

す。一方商人たちが富を手

にし実力を貯えだしてきま

す。

こういう状態は封建体制

の危機ですから、何とかも

少年の心身を鍛練し、明るく健康に育てることは最も意義あることであります。

この意味におきまして、毎年開催しております青少年剣道大会も、今年で十回を

重ね金田町青少年問題協議会主催のもとに、金田町在住の小学生九名、中学生十

三名、小学生四名の合計二十

六名が参加し、十月二十七日

日金田中学校体育館において盛大に挙行政されました。

晩秋の肌寒さが身にしみる

金田中学校体育館も、若さ

と健康を誇る青少年の凛烈

の気合に熱気がこもり、

大会気分はいやがうえにも

盛り上がり、選手たちは日頃

えた腕と技を發揮するのは

この時とばかり熱戦がくり

ひろげられました。試合の

結果、次の諸君が優秀な成

績を収め栄えある賞品、賞

状が授与されました。

小学生(下学年)の部

一位 田島 英彦

二位 杉元 浩喜

小学生(上学年)の部

一位 永末 晃宏

二位 石田 孝夫

中学生一年生の部

一位 和田 一豊

二位 浅井 満

中学生二年生の部

一位 中村 清志

二位 永末 満

中学生三年生の部

一位 野中 徹誠

二位 和田 徹誠

青年の部

一位 池島 和美

二位 池島 和美



公給領収証を受けとりました

福岡県田川財務事務所

税務課より

十二月は町民税第四期

分の納税の月です

十二月二十八日まで是非納入下さい

十二月二十八日まで是非納入下さい

十二月二十八日まで是非納入下さい

十二月二十八日まで是非納入下さい

十二月二十八日まで是非納入下さい

十二月二十八日まで是非納入下さい

十二月二十八日まで是非納入下さい

# サラリーマンと税金

田川 税務署

民税、市(区)町村民税と

(一) 所得とは  
所得というのは収入ではなく、収入から収入をあげたために直接に要した費用など、税法で認められた必要な経費を差引いた残額です。

例えば商店の場合ですと、収入というのは商品の売上代金のことをいい、売上から商品の仕入代金や、店員の給料などの必要経費を差引いた残額が所得ということになります。サラリーマンの場合は、一年間に支給された給料やボーナスの収入金額から、給与所得控除額を差引いた残りが所得となります。給与所得控除額は、商店の経費のよ

うにいちいち計算する必要はなく、給料などの年間収入金額に応じて、次のよう

な一定額が定められています。

・給料などの収入金額が百五十万円までの場合は…(収入金額×三五%)  
サラリーマンの収入である給料やボーナスにかかる税金には、国税である所得税と地方税である都道府県

の場合…(収入金額×十六%プラス四十二万円)  
○給料などの収入金額が六百万円を越える場合…(収入金額×七%プラス九十六万円)

このサラリーマンの給与所得控除には、いろいろな要素が含まれており、サラリーマンの必要経費の概算額を控除するという意味のほか、給料やボーナスによる給与所得は、サラリーマンが死亡した場合、直ちに収入のとだえる性質のものであるから負担力が弱いということ、さらに毎月の給料から源泉徴収されるので、商店の経営者などに比べて前に納付していることによる金利分も考慮して決められています。

(二) 所得控除額とは  
所得税は、納税者の個人的な事情に応じて、税の負担能力が異なることに着目して、課税所得の計算上各種の所得控除を認めています。

この所得控除には、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付者控除、寡婦控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除及び基礎控除の十四種類がありますが、このうち

社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、配偶者控除、扶養控除、及び基礎控除については説明しましょう。

○社会保険料控除  
所得者が自分や配偶者、親族のために支払った社会保険料、例えば健康保険料、厚生年金保険料などについては、その年に支払った金額を所得金額から控除できます。サラリーマンの場合は、これらの社会保険料は原則として給料から天引されることになっていま

(一) その年に支払った保険料が二万五千円までのとき  
(二) 支払った保険料が二万五千円を超え五万円までのときは…支払保険料×1/2  
プラス一万二千五百円  
(三) 支払った保険料が五万円を超え十万円までのときは…支払保険料×1/4  
プラス二千五百円  
(四) 支払った保険料が十万円を超えるときは…一律五万円

○損害保険料控除  
所得者やその親族が住んでいる家屋や生活に通常必要な家財に掛けている損害保険の保険料、農業協同組合の火災共済の掛金などについては、次の金額を限度として所得金額から控除できます。

(イ) 保険期間が十年以上の長期(保険期間満了のときに満期返れい金が支払われるものに限り)の保険の保険料だけの場合は最高一万五千円。  
(ロ) (イ)以外の短期の保険の保険料だけの場合は最高三千元。

(三) 生命保険料控除  
所得者が自分や配偶者、親族を受取人とする生命保険契約などに基いて支払った保険料については、次の金額を限度として所得金額から控除できます。ただし、保険期間が五年未満の貯蓄保険などの保険料は控除の対象になりません。

(イ) 長期、短期両方あるときは合計して最高一万五千円。  
サラリーマンの場合は、その年に支払った生命保険料や、損害保険料を保険料控除申告書に記載し、年末調整の時に会社に提出

することによって、これらの控除を受けられます。  
○配偶者控除  
所得者に配偶者があると、配偶者控除として二十万二千五百円を所得金額から控除できます。ただし、配偶者に一定額以上の所得があるときは、この控除は受けられません。

○扶養控除  
所得者に扶養親族があるときは、扶養控除として扶養親族一人につき二十万円(配偶者がいない人の第一

人目の扶養親族については、二十万二千五百円)を、老人扶養親族(扶養親族のうち七十歳以上の人)については、一人につき二十五万七千五百円を、それぞれ所得金額から控除できます。ただし、扶養親族に一定額以上の所得があるときは、この控除は受けられません。

このため、その年最後に給与の支払を受けるときにこの調整が行なわれ、これを年末調整といえます。

この年末調整によって、税金を納め過ぎている人は還付を受け、不足している人は追加して税金を徴収されることとなります。

また給料のほかに所得がない通常のサラリーマンについては、年末調整によって、課税関係が完了するため確定申告をしなくてもよいこととなります。

○基礎控除  
二十万二千五百円を一律に所得金額から控除できます。この基礎控除は、特別の手続をしなくても所得金額から控除されます。

(三) 税率  
所得税額は、所得金額から所得控除額を差引いた残額に税率をかけて計算するわけですが、この税率は、その残額四十万円以下の金額に対する十%の税率を最低とし、八千万円を越える金額に対する七十五%までの超過累進税率になっています。

二、源泉徴収と年末調整  
サラリーマンの給与に對する所得税は、給料やボーナスの支給のときに源泉徴収されることになっていますが、この納付はあくまでも月々における予定計算による納付であって、給与のベースアップや賞与等の支払の変動、あるいは扶養親族の異動などによる所得控除の状況の変化により、この予定計算等による納付と一年間の確定税額との間に差が生じることになります。